厚生委員会資料

令和４年２月２４日

福祉部障害者福祉課

**品川区立障害児者総合支援施設併設の訪問看護について**

**１．訪問看護について**

　品川区立障害児者総合支援施設において、一般社団法人日本精神科看護協会は、行政財産の使用許可により精神科クリニックおよび訪問看護を運営している。

令和３年９月の厚生委員会で報告したとおり、精神科クリニックについては、令和４年９月末をもって閉院することが決定している。訪問看護については、令和４年９月末に移転し、区内で事業を継続するとの意向を聞いていたが、職員の確保ができず事業の継続が困難になったため、２月末をもって事業を終了するとの報告を受けた。

**２．行政財産の使用期間**

　精神科クリニックおよび訪問看護の使用期間は、品川区公有財産管理規則に基づき、１年を超えない範囲とし、令和３年１０月１日～令和４年９月３０日までと定めていたが、訪問看護については、令和４年２月２８日までを使用期間とする。